

第 12 回

著作権・著作隣接権論文

募集要項

CRIC 公益社団法人著作権情報センター
Copyright Research and Information Center

共通目的事業・助成事業



この事業は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業」のために支出する共通目的基金から助成を受けて実施しています。

1 目的

この事業は、著作権・著作隣接権に関する論文の執筆を通じて研究者、実務者、学生等の調査研究を奨励し、次世代を担う優れた人材の育成を支援するとともに、著作権及び著作隣接権制度の適正な発展を目的としています。

2 論題

著作権法・著作権制度に関するものであれば、論題は自由です。

3 応募資格

年齢の制限はありません。大学生、大学院生、専門学校生、高等専門学校生、助手、助教、司法修習生、一般社会人（教授、准教授、弁護士、弁理士は除く。）

※応募資格が御不明な場合は、事務局までお問合せください。

4 執筆要領

(1) 提出書類等

論 文	題名、目次、見出し、脚注、参考文献を含め18,000字以内（後記(5)参照）。ただし、図表、グラフ、写真は含みません。
論文要旨	800字以内（後記(5)参照）で論文の要旨をまとめてください。
別 紙	別紙として①論題、②氏名（ふりがな）、③生年月日、④住所、⑤電話番号・メールアドレス、⑥所属先※、⑦文字数を記載してください。 ※⑥所属先については、学生の場合は、学校名・学部・学科・学年を、社会人の場合は、勤務先・部署又は職業を記入してください。 御記入いただいた個人情報、この論文に係る業務にのみ利用し、CRICの個人情報保護方針 https://www.cric.or.jp/privacy.html に従って適正に取り扱います。

(2) 使用言語等

日本語で書かれた未公表の論文で1名1点に限ります。

他の論文募集等に応募した論文は、入賞・受賞の有無にかかわらず、提出できません。

(3) 使用ワープロソフト等

Microsoft Word を使用してください。

(4) 体裁

A4 横書き（40 字×30 行）とし、各ページの下の中央部分にページ番号を挿入してください。

(5) 文字数の計算

文字数は、Microsoft Word の「文字カウント」で表示される「単語数」の数字で計算してください。「文字数」ではありません。

5 著作権の帰属

応募者本人に帰属します。ただし、CRICは、後述の論文集その他の刊行物に掲載することができるものとします。

6 提出方法

- (1) 電子メールで①論文、②論文要旨、③別紙のワードファイルを cric-ronbun-12th@cric.or.jp 宛に応募者御自身が送信してください。
- (2) 件名は「著作権・著作隣接権論文（執筆者の氏名）」としてください。
- (3) CRICがメールを受信した後、受信した旨のメールを返信します。万一、メール送信日から起算して7日を経過してもメールが届かないときは、弊センターまで連絡してください。

7 応募受付開始

2026年1月1日（木）0：00から応募の受付を開始します。

8 提出期限

2026年3月31日（火）23：59

※電子メールがこの期限までに受信されるように送信してください。

9 修正

一度提出した論文の修正は認められません。

10 審査方法

次の委員による審査委員会において厳正に審査を行います。

（五十音順・敬称略）

上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
高部 眞規子	弁護士／元高松高等裁判所長官・元知的財産高等裁判所長
玉井 哲雄	東京大学名誉教授
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
道垣内 正人	早稲田大学法学学術院教授・弁護士
板東 久美子	日本赤十字社常任理事/元文部科学審議官・元消費者庁長官

※審査委員は、都合により変更する場合があります。

※審査の過程や入賞決定の理由などに関する問合せには応じられません。

11 発表

- (1) 2026年7月（予定）
- (2) 応募者全員に電子メールで結果を通知します。
- (3) 入賞者の氏名、論文名等は、CRICが発行する『コピライト』及びCRICのウェブサイトに掲載します。

12 賞及び学術奨励金

優れた論文を執筆した応募者に対し、次の各賞に応じ、表彰盾及び学術奨励金を贈呈します。

- 1位 50万円（1名）
- 2位 30万円（1名）
- 3位 20万円（1名）
- 佳作 10万円（5名以内）

13 論文集の刊行

入賞論文を収録した論文集を刊行し、入賞者、関係機関等に配布します。

14 応募者の特典

応募者全員に論文集及び『コピライト』1年分（2027年4月号から2028年3月号まで）を贈呈します。

15 注意事項

第三者の著作権を侵害することのないよう留意してください。入賞決定後、著作権侵害その他の不正行為が判明した場合は、入賞・特典を取り消すことがあります。

16 問合せ先

公益社団法人著作権情報センター（CRIC）

〒164-0012 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22階

電話 03-5309-2421 Mail cric-ronbun-12th@cric.or.jp URL <https://www.cric.or.jp/>

CRIC

公益社団法人著作権情報センター（CRIC）は、1959年に著作権資料研究所として発足後、社団法人著作権資料協会、社団法人著作権情報センターを経て、2012年に公益社団法人として移行認可されました。CRICは、著作権等に関する講演会・研修会の開催、定期刊行物・図書・資料の刊行、情報の収集及び提供、調査研究、国際協力・国際交流など多様な事業を実施することを通し、文化の発展に寄与しています。